

令和3年度渉外知事会による要望の実施について

本日、米軍基地が所在する15都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会 会長:神奈川県知事 黒岩 祐治)は、次のとおり、基地対策に関する要望を関係政府機関に行いましたので、お知らせします。

※ 例年は直接要望活動を行っていましたが、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、要望書郵送により実施。

1 要望先

内閣総理大臣	菅 義 偉
総務大臣	武 田 良 太
外務大臣	茂 木 敏 充
財務大臣	麻 生 太 郎
厚生労働大臣	田 村 憲 久
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉
環境大臣	小 泉 進次郎
防衛大臣	岸 信 夫
防災担当大臣	棚 橋 泰 文
内閣官房副長官補	高 橋 憲 一

2 要望内容

- 令和3年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添)

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 林 電話 045-210-3370

副課長 江藤 電話 045-210-3371

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
令和3年度 基地対策に関する要望書の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成。

○ **基地対策に関する要望書〔施策・制度・予算〕の概要**

【重点要望】

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく3つの大きな柱としている。

特に、「2 日米地位協定の改定」については、地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7本の柱、19項目の改定として整理している。

なお、重点要望については、文書による回答を求める。

<重点要望事項>

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

2 日米地位協定の改定

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

3 国による財政的措置等の新設・拡充

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

○ **基地対策に関する要望書（別冊）〔日米地位協定関係〕の概要**

「基地対策に関する要望書」のうち、日米地位協定に関する要望事項（日米地位協定の改定等）、要望理由等について、別冊に取りまとめた。

渉外知事会による日米地位協定の改定7本の柱の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第2条関係、施設・区域の提供等)

◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第25条関係、合同委員会合意)

◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と円滑な立入調査、返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第4条関係、施設の返還)

◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外における演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外におけ

る演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

渉外知事会「基地対策に関する要望書」

【前年度からの主な変更点】

○ 重点要望

「2 日米地位協定の改定」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

<修正理由>

米軍訓練水域・空域が設定されているにもかかわらず、提供施設・区域外で飛行訓練が頻繁に実施されたため、米軍の訓練・演習については、提供施設・区域内にて行うことを追加明記した。

<施策・制度・予算編 P. 4> <別冊日米地位協定関係 P. iii>

旧（令和2年度）	新（令和3年度）
<p>⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練など<u>基地外における訓練・演習について</u>日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。</p> <p>（第25条関係、合同委員会） ◇「飛行訓練など<u>基地の外における米軍の演習・訓練</u>については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」</p>	<p>⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの<u>演習・訓練について</u>は、<u>原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外における演習・訓練について</u>日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。</p> <p>（第25条関係、合同委員会） ◇「飛行訓練などの<u>演習・訓練</u>については、<u>原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外における演習・訓練</u>については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」</p>

○ 個別要望

「7 駐留軍等労働者対策及び離職者対策に係る要望」

(1) 駐留軍等労働者対策

<修正理由>

日米で、駐留軍等労働者（日本人基地従業員）の労務費等の日本側負担を定めた、「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定」について、今後改定に向け協議されることとなるが、改定に当たって、駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下につながることはないよう追加明記した。

また、昨年度実施した緊急・特別要請の1項目であった、駐留軍等労働者の感染症防止対策について、定例要望に追加明記した。

<施策・制度・予算編 P. 33>

旧（令和2年度）	新（令和3年度）
<p>(1) 駐留軍等労働者対策</p> <p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努めることにより、<u>駐留軍等労働者、特に基地の再編・返還等により雇用に影響を受ける駐留軍等労働者に雇用不安等を与えることのないよう適切な労務管理を図ること。</u></p> <p>併せて、<u>労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 駐留軍等労働者対策</p> <p>労務費全額日本側負担の実態を踏まえ、日本側の労働条件等決定権限の強化に努め、<u>基地の再編・返還や新たな特別協定の締結等により駐留軍等労働者に雇用不安を与えることや、労働条件の低下等に繋がることのないよう適切な労務管理を図ること。</u></p> <p><u>また、労働条件の向上を図るとともに、労働法令に則った労働安全衛生や地震・津波など大規模災害時の安全確保が円滑に図られるよう努めること。</u></p> <p><u>併せて、基地内において感染症が発生した際には、駐留軍等労働者に対する感染症防止対策に万全を期すこと。</u></p> <p>(略)</p>

○ 個別要望

「10 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望」

※ 新規

<修正理由>

昨年度実施した、「在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急・特別要請」の内容について、変異株への対応も追加し、定例要望に明記した。

また、本年6月から開始された、在日米軍による駐留軍等労働者へのワクチン接種に関して、自治体との情報共有を行うよう、要望を追加明記した。

<施策・制度・予算編 P. 36>

旧(令和2年度)	新(令和3年度)
本冊 P. 36 (新設)	<p>10 <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望</u></p> <p><u>【要望先：外務省・厚生労働省・防衛省】</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、変異株による感染状況等も踏まえ、迅速かつ万全な措置を講じること。</u></p> <p><u>また、感染症の発生状況や措置状況等の周辺住民が安心して生活するために必要かつ詳細な情報について、積極的な公表及び地元自治体への迅速な提供を行うこと。</u></p> <p><u>在日米軍による、希望する駐留軍等労働者に対するワクチン接種の状況については、駐留軍等労働者が居住する自治体が、住民の接種状況を正確に把握できるよう、情報共有を着実に行うこと。</u></p>